

美里町立励徳小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年2月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの児童にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての児童が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

- ① 「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ② いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと
- ③ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ④ いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策事項

(1) 本校におけるいじめ未然防止の基本施策

- ① 学校の重点目標の一つに「支持的風土づくりと一人一人をつなぐ人権教育の充実」を掲げ、自分と相手の思いを大切にし、違いを認め、一人一人を大切にする教育に組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的な活動に対する積極的な支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等々を計画・実施する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を設置する。ただし、この「いじめ防止・対策委員会」は、生徒指導委員会と兼ねるものとする。

「いじめ防止・対策委員会」の構成員、役割、開催等は、次のとおりとする。

＜いじめ防止・対策委員会＞

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主任（兼情報集約担当者）

人権教育主任（兼特別支援教育コーディネーター）、養護助教諭

＜関係機関等＞

関係機関1 学校運営協議会、PTA代表

関係機関2 宇城教育事務所（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー）

＜役割・活動＞

- ① いじめの早期発見に関すること
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめの問題に関する児童の理解を深めること

＜委員会の開催＞

通常は、月1回定例会を開催するものとする。調査報告・方針改定時は関係機関1を、いじめ事案発生時は関係機関2を適宜加えて緊急開催とする。

(3) いじめの早期発見等の取組

ア いじめ実態調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- 児童対象いじめアンケート調査と教育相談 年3回（6月、10月、2月）
- 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、10月）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 学校支援アドバイザーの活用
- いじめ相談窓口（情報集約担当者）の設置と周知

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を実施する。

(5) いじめに対する措置

いじめ事案が確認された場合は、いじめ防止・対策委員会を開催し、事実関係の把握や対応を下記の点に留意し、正確かつ迅速に行う。対応の流れについては、以下の図に示す。

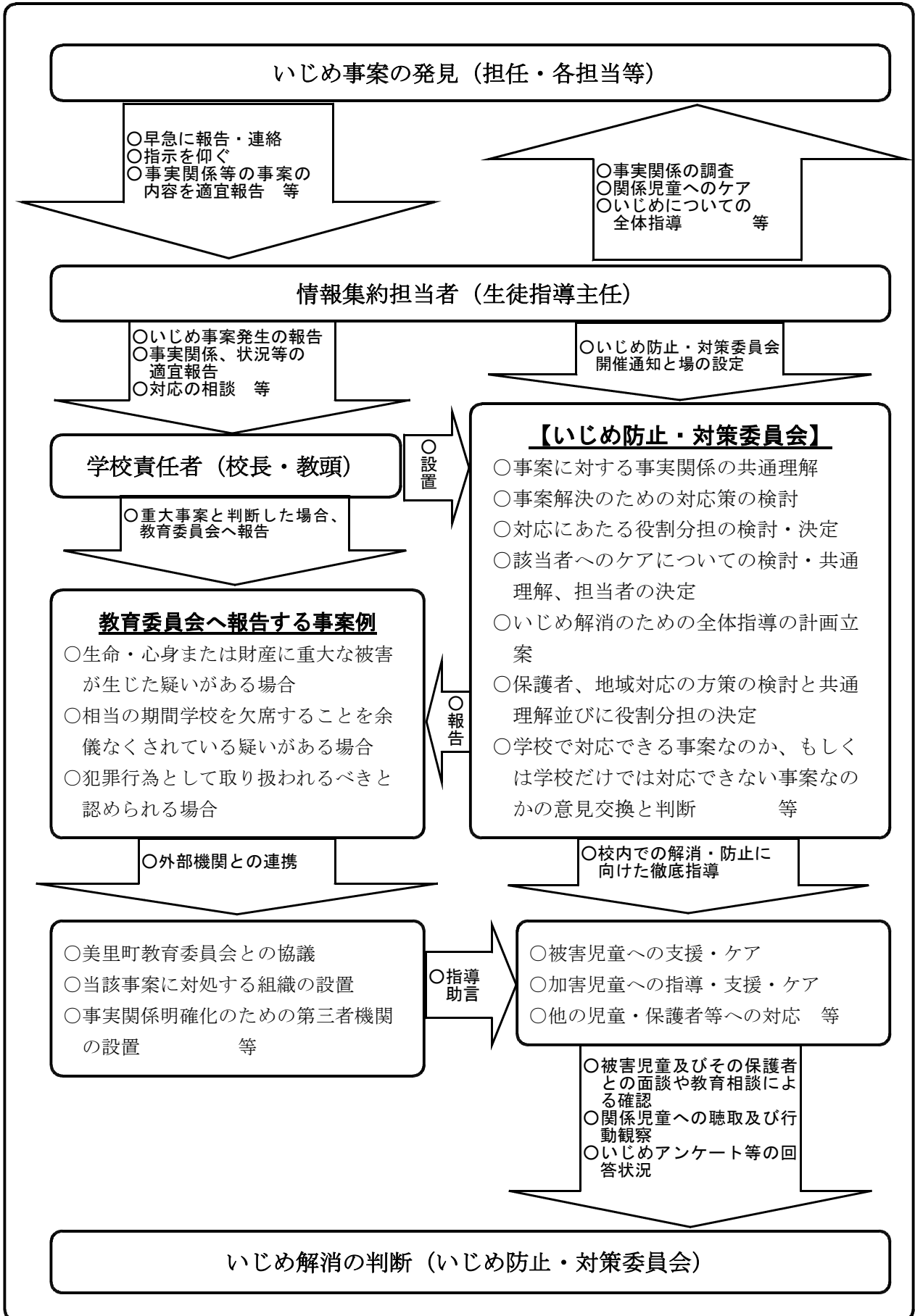
ア 学級担任等は、児童から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、一人で抱え込まず、情報集約担当者を通して校内の「学校いじめ・対策委員会」への通報等の適切な措置をとる。

イ 児童がいじめを受けていると思われるときは、「学校いじめ・対策委員会」において対応を検討し、迅速かつ丁寧に、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童又はその保護者への支援や、加害児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめに係る情報を、加害児童・被害児童双方の保護者と共有する。

【いじめ事案への対応の流れ】



(6) 重大事案への対処

図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、下記の事項を確実に行之、学校外機関との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

- ア 重大事態が発生した旨を、美里町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) いじめの解消

次の2つの条件を満たしているかを含め、いじめ防止・対策委員会で児童の状況等を総合的に検討した上で判断する。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめにかかる行為が止んでいる。(少なくとも3か月以上)
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

また、いじめ解消後も当該児童・保護者の安心感が損なわれないよう必要な配慮や見守りを継続する。

(8) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること